

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

筥崎宮地区 都市景観形成地区



はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「筥崎宮地区」は、1000年以上の歴史と伝統を誇る筥崎宮の周辺において、筥崎宮の歴史と伝統を感じられるまちなみを形成し、将来に継承することを目的として、令和6年3月に都市景観形成地区の指定をしています。

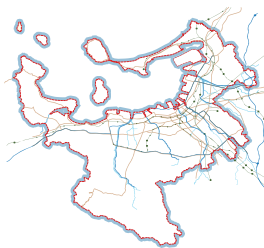


目 次

1	区域	1
2	届出対象行為	2
3	景観形成方針	3
4	行為の制限	3
5	景観形成基準の解説	8
6	筥崎宮地区の将来像	23

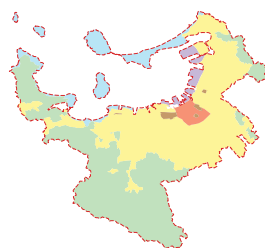
* 福岡市における景観形成誘導の考え方 *

市全域の景観形成方針



魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。

ゾーンごとの景観形成方針



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。

都市景観形成地区における景観形成方針



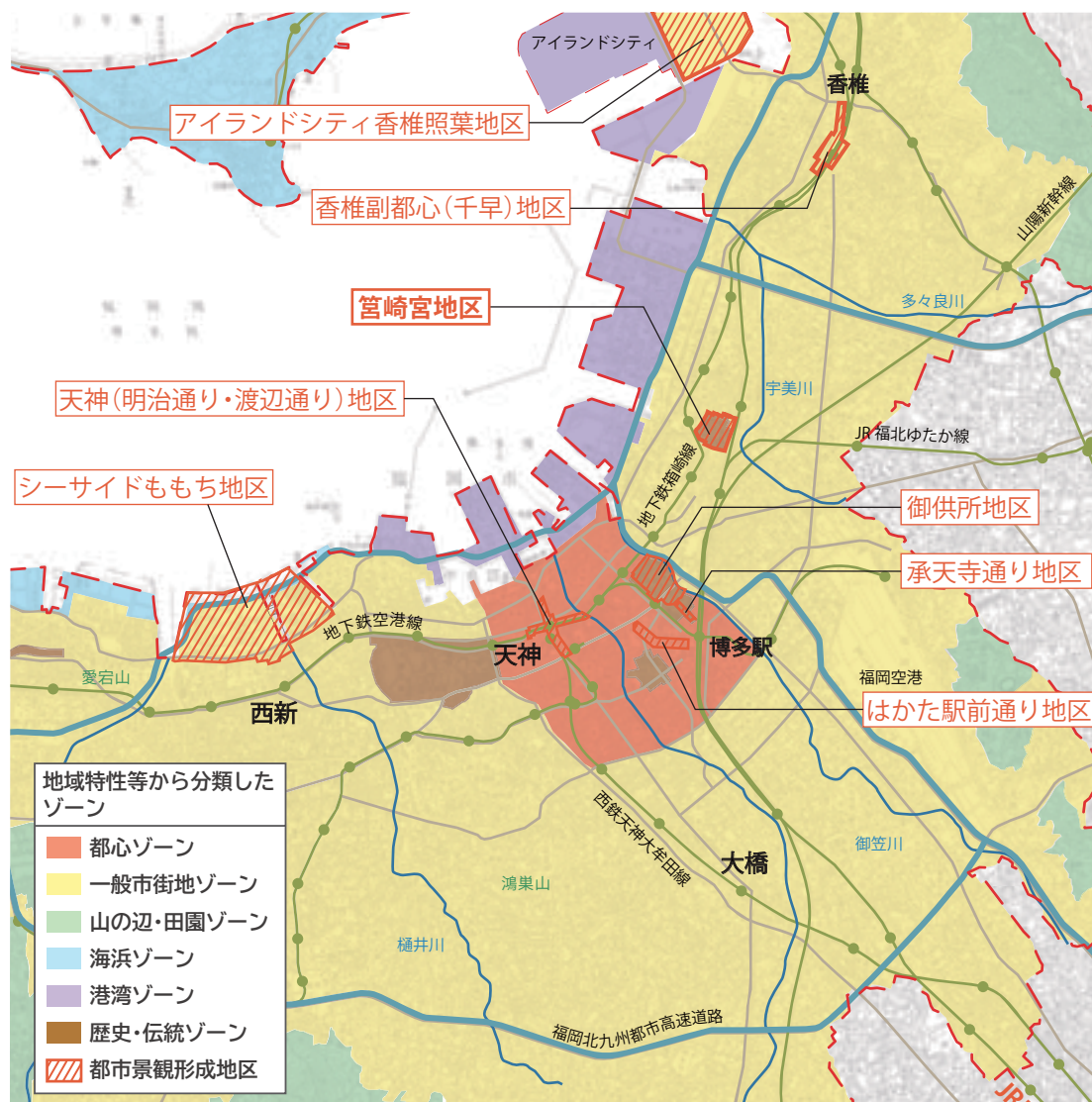
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

① 市全域における景観形成の誘導

② 都市景観形成地区における景観形成の誘導

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。
なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画をご参照下さい。

* 地域特性等から分類したゾーン区分 *

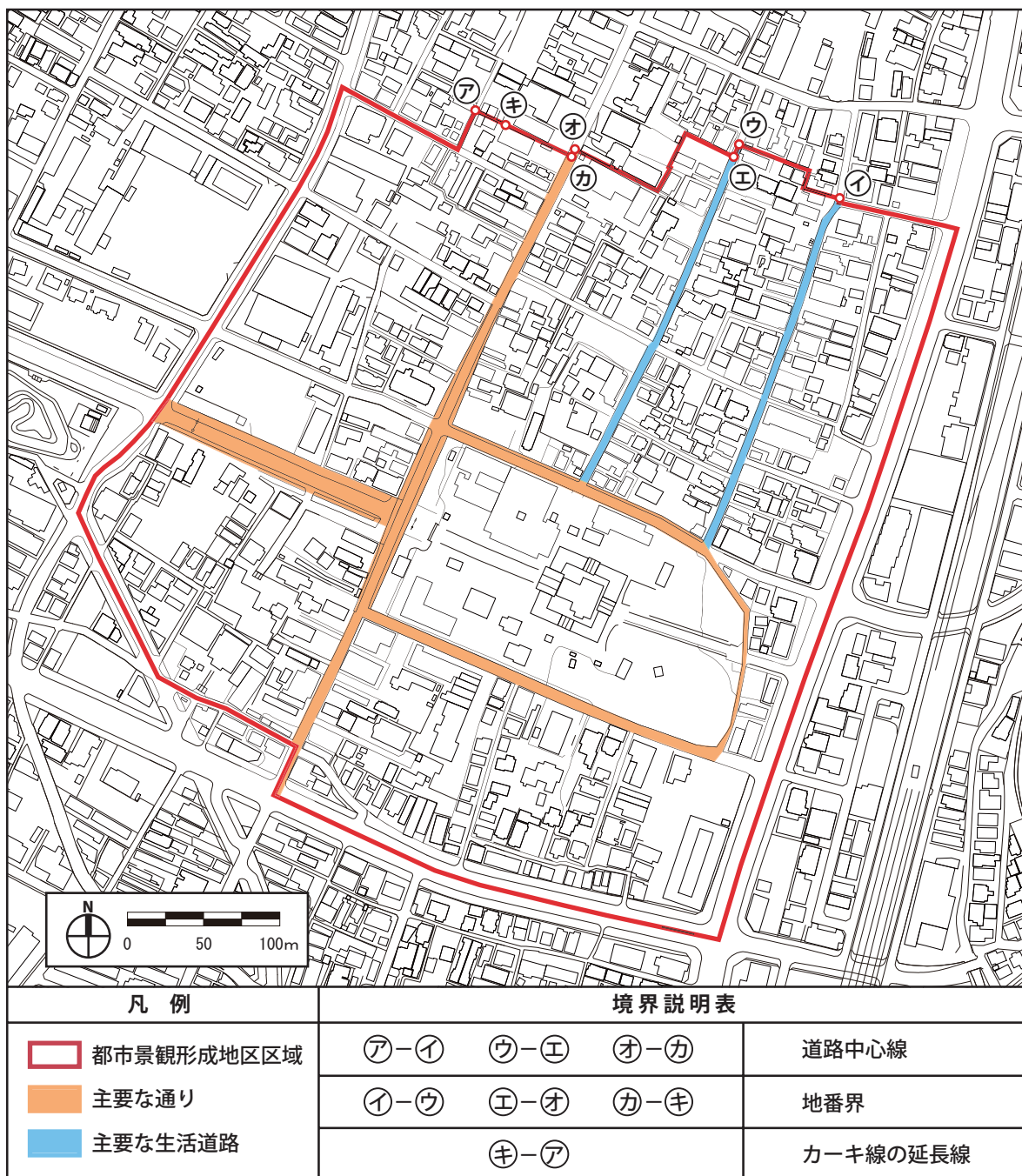


※宮崎宮地区都市景観形成地区のゾーン区分は P.6 を参照して下さい。

1 区域



宮崎宮地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



※敷地の一部が区域に含まれる場合は、敷地全体に都市景観形成地区の基準が適用されます。

2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

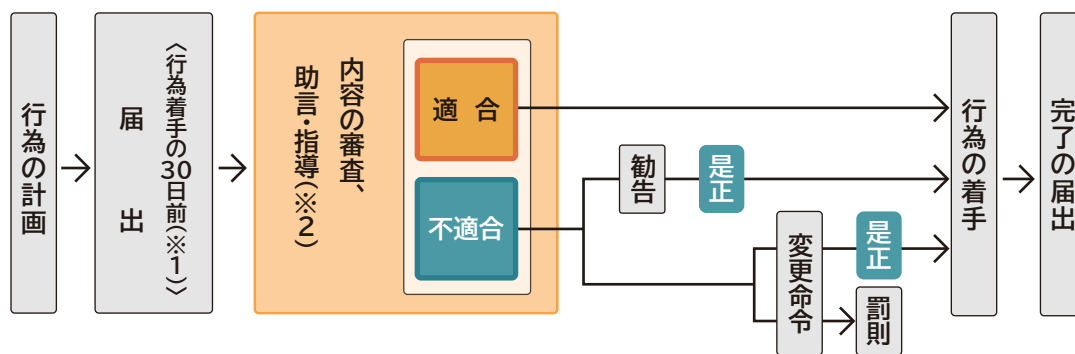
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第 17 条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

3 景観形成方針



宮崎宮周辺における歴史・伝統を感じられる魅力的なまちなみの形成を目的に、当地区の景観形成方針を次の通り定めます。

■ 宮崎宮を中心とした歴史・伝統を感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみづくり

(景観形成方針の具体的なイメージ)

- ・ 宮崎宮を中心とした歴史と伝統の風格を感じられるまちなみ
- ・ 地域住民、訪れた人の誰もが門前町の歴史を実感できる、歩いて楽しいまちなみ
- ・ 宮崎宮や参道の木々と調和した緑豊かなまちなみ
- ・ 周辺の景観や住環境と調和した、心地よく、落ち着いたまちなみ
- ・ ゆとりがあり安全・安心に回遊できる、歴史資源を活かした歩行者ネットワークの形成

4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

①建築物等

対象		行為の制限
建築物	屋根	1. 2階建て以下の建物の屋根は勾配屋根とする。 2. 主要な通り、主要な生活道路に直接面する建築物の屋根は原則として通り側へ向けた勾配とする。 3. 屋根葺き材は、瓦など歴史景観と調和する色彩・素材とする。
	庇	1. 主要な通りに直接面する建築物では、通り側の1階部分に通り側へ勾配がついた軒庇を設置する。
	壁面	1. 主要な通りに直接面する建築物では、通りに面する壁面の位置について周辺との調和に配慮する。 2. 周辺と比べて大規模な外壁は、圧迫感の低減のため、デザインの工夫によって壁面を分節化する。 3. 歩行者目線のまちなみの調和を図るため、3階以上の建物では、低層階と高層階のデザインを区切る。 4. 外壁の他、建具、開口部、バルコニーなどの外壁を構成する部分について、格子等の意匠デザインとするなど、歴史景観との調和に配慮する。

対象		行為の制限
建築物	屋外階段	1. 主要な通りに直接面する建築物の屋外階段は通りから可能な限り離れた目立たない配置とするか、歴史景観に配慮した修景を行う。
	高さ	1. 宮崎宮境内から可能な限り目視できないような高さの建物とする。 2. 境内から宮崎宮楼門、本殿に向けての眺望は、地域に根付いた伝統的な風景となっていることから、特に配慮する。
	色彩	1. 外壁の色は彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩を基調とし、白・灰・黒・茶系統など歴史景観や自然素材等と調和したものとする。 2. 基調色以外も彩度の低いものを基本とし、高彩度色を使用する場合は、広い面積を避けたアクセントカラーとして使用する。 3. 高層部は低層部と比較して明度が高い色彩を基本とする。
	外壁の材料	1. 外壁には木材、石などの自然素材または歴史景観と調和した光沢を抑えた質感の材料を用いる。
	形態・意匠	1. 建築物や工作物等の意匠は、歴史景観との調和に配慮した落ち着いたデザインとする。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 駐輪場、バイク置場は土地利用に応じた適切な台数を確保するとともに、道路から直接見えにくいよう設置位置や目隠し等に配慮する。
	ゴミ置場	1. ゴミ置場はその内部が道路から見えにくいような構造とし、歴史景観と調和した色彩やデザインに配慮する。
付属設備	設備機器	1. 空調の室外機、高架水槽・受水槽等は道路から直接見えにくいよう設置位置や目隠し等に配慮する。
	太陽光パネル	1. 太陽光パネルを設置する場合、勾配屋根では屋根面に密着させる、陸屋根では架台が道路から直接見えにくいよう目隠しをするなど設置方法に配慮する。 2. 太陽光パネルの色は、黒系、灰色系、茶系、濃紺系の目立たない色とする。
	アンテナ	1. アンテナの色は、外壁や屋根など設置する箇所の色彩と同等または調和した目立たない色彩とする。
	屋外照明	1. 安全性と景観向上のため道路側への照明灯設置に努める。

②屋外空間

対象	行為の制限
外構舗装	1. 主要な通り、主要な生活道路に直接面する敷地において、通りに接する外構の仕上げは、石畳など美観に配慮した仕上げとする。
門、塀、垣、柵	1. 主要な通りに直接面する敷地において、通りに面した門、塀、フェンスを設置する場合は、歴史景観と調和するよう、色やデザインに配慮する。
緑化	1. 敷地の道路に面する部分の緑化に努める。 2. 樹種は在来種を中心とし、筥崎宮や参道の自然環境と調和したものとする。
駐車場	1. 複数台の駐車場は、可能な限り車両出入口を一か所に集約し、道路から車が見えにくいよう、配置や目隠し等を工夫する。 2. 機械式駐車場を設置する場合は、地下埋め込み式とする、機器の目隠し・修景を行うなど、道路からの景観に配慮する。
その他	1. 自動販売機、駐車場精算機、その他工作物は歴史的景観やまちなみと調和した色彩とする。

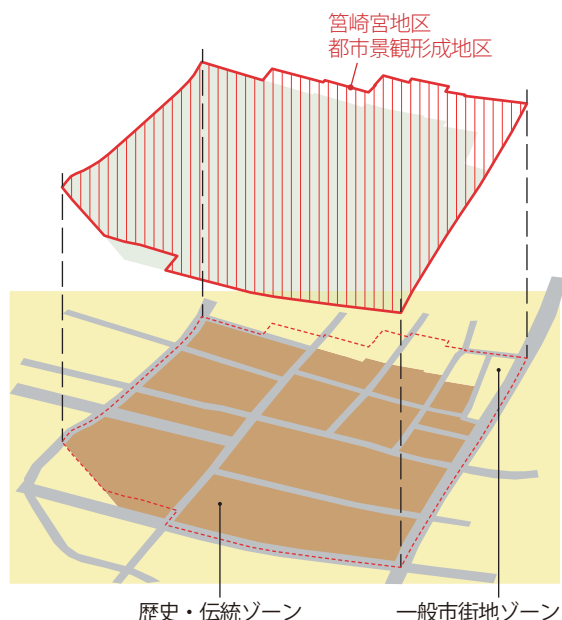
③屋外広告物

対象	行為の制限
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 掲出は、必要最小限とする。 3. 2階以下に集約して設置する。 4. 歴史景観と調和する色彩・材料を用い、品格のあるデザインとする。 5. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避ける。 6. ネオン管等の露出する広告物及び発光可変表示式広告物は、原則として設置してはならない。 7. 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
壁面利用広告物	1. 1敷地当たりの表示面積は、原則として総量10平方メートル以内又は道路に面した壁面面積の10分の1以下とする。
地上設置広告物	1. 1敷地当たりの表示面積の総量は、原則として10平方メートル以内とする。

筥崎宮地区都市景観形成地区におけるゾーン区分

当地区は「福岡市景観計画」における「歴史・伝統ゾーン」と「一般市街地ゾーン」に位置しており、ゾーンに応じた景観形成方針が定められています。

■ ゾーンと都市景観形成地区の構成図



■ 一定規模の規制・誘導

表1 歴史・伝統ゾーンにおける行為の制限

対象	行為の制限
規模・配置	1. 歴史資源や周辺のまちなみに配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 歴史資源や周辺のまちなみと調和するものとする。
外構	1. 緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺のまちなみに調和するものとする。
夜間景観	1. 歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

表2 一般市街地ゾーンにおける行為の制限

対象	行為の制限
規模・配置	1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した意匠とする。
形態・意匠	1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

■ 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとします。

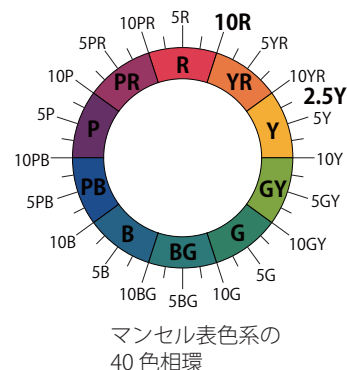
- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、次ページに掲げる色彩基準（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表2 歴史・伝統ゾーンにおける色彩基準

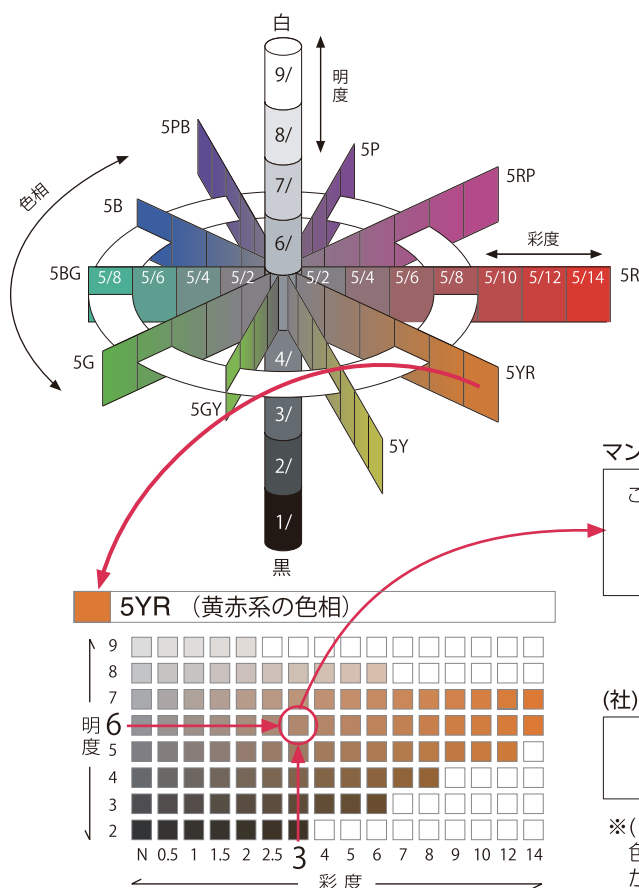
区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10Rから2.5Yまで	2以上8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
		無彩色	2以上8.5以下	—
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
		無彩色	8.5以下	—
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3以下
		無彩色	—	—



備考 この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準の設定

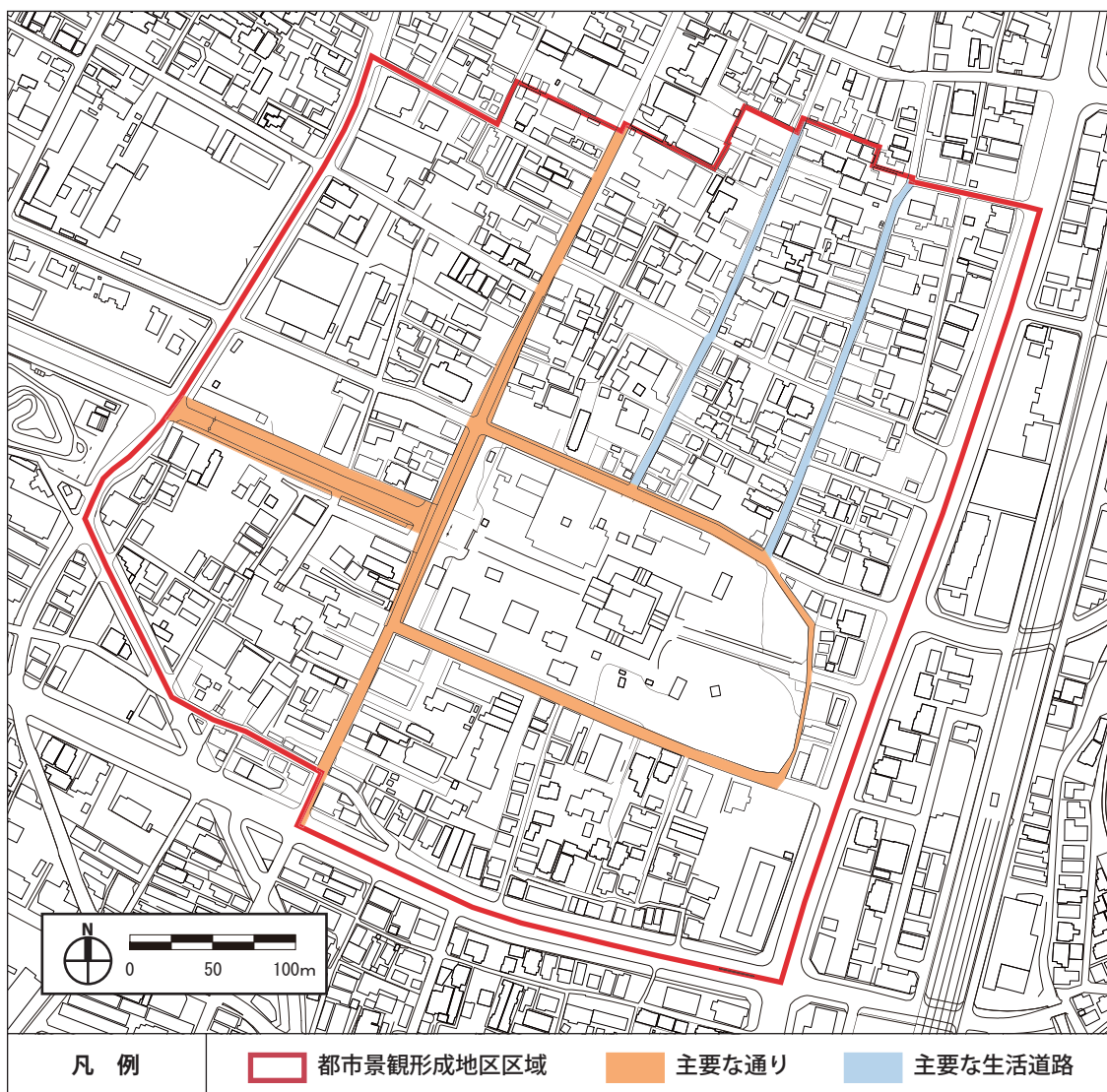
- ・ **色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します。**
- ・ **明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。**
- ・ **彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。**
- ・ **マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0のように表記します。**



5 景観形成基準の解説

(1) エリア区分

エリア区分	凡例	考え方
指定区域全体		指定区域全体に共通した景観形成基準を定めるエリアです。
主要な通り		宮崎宮に隣接した交通量の多い通りであり、沿道の景観形成に特に配慮した景観形成基準を定めるエリアです。 (宮崎宮外周・本通り・参道が該当します)
主要な生活道路		宮崎宮周辺の生活道路のうち、沿道の景観形成に配慮した景観形成基準を定めるエリアです。 (武内通・上社家・下社家の通りが該当します)



(2) 基準の解説

①建築物等

対象	行為の制限	解説・イメージ
建築物 屋根	1. 2階建て以下の建物の屋根は勾配屋根とする。	○歩行者目線に近い位置の建物屋根を勾配屋根とすることで、町家などの歴史的景観と調和した通りの景観が形成されます。 ○屋根勾配は10分の2以上が目安です。 ○屋上等を計画する場合においても、屋根の過半が勾配屋根となるようにしてください。
	2. 主要な通り、主要な生活道路に直接面する建築物の屋根は原則として通り側へ向けた勾配とする。	○町家の屋根形状は道路に向けた勾配を持つ切妻平入となっているため、通りとしての性格が強い「主要な通り」と「主要な生活道路」では、土地利用上困難な場合を除き、道路に向けた勾配屋根とすることで、調和した通りのまちなみ形成に配慮してください。 道路に向けた勾配屋根の事例
	3. 屋根葺き材は、瓦など歴史景観と調和する色彩・素材とする。	○より歴史景観の風情を高めるためには、瓦などの日本特有の素材を使用することが望まれます。 ○瓦を使用することが難しい場合は、光沢のない灰色、黒色等の色彩とし、歴史景観に調和した素材としてください。 歴史景観と調和する屋根葺き材の事例 ■推奨する取り組み ・より歴史景観の風格あるまちなみ形成を目指す場合は、瓦屋根を使用してください。

対象	行為の制限	解説・イメージ
建築物	底	1. 主要な通りに直接面する建築物では、通り側の1階部分に通り側へ勾配がついた軒庇を設置する。 ○道路に面した1階部分の軒庇は、町家の伝統的な意匠デザインです。歴史景観と調和したまちなみとするため、道路に向けた勾配のある軒庇を、間口の2分の1以上を目安として設置してください。 ○軒庇の勾配は10分の2以上が目安です。 ○素材は屋根と同様に、歴史景観と調和する色彩・素材としてください。  道路側の1階部分に設置した軒庇の事例 ■推奨する取り組み ・より歴史景観の風格あるまちなみ形成を目指す場合は、軒庇に瓦を使用してください。
	壁面	1. 主要な通りに直接面する建築物では、通りに面する壁面の位置について周辺との調和に配慮する。 ○建物等の壁面線が調和すると、通りの連続した景観が形成されます。周辺との壁面位置の調和に配慮して、建築物の位置を計画してください。 ○壁面のセットバックが大きい場合は、通りの壁面線を構成するため、歴史景観との調和に配慮した門、塀、生垣等を設置してください。 ○土地利用上やむを得ない場合には、この限りではありません。  1階壁面を道路境界から後退した建物事例 3階以上の壁面はさらに後退しており圧迫感を低減

対象	行為の制限	解説・イメージ
建築物	壁面	■推奨する取り組み ・通りの安全性を確保しつつ、景観の連続性を高めるために、壁面を道路境界から1 m程度後退してください。ゴミ置場や門、塀といった付属施設等についても、同様に1 m程度後退してください。 ・通りの圧迫感を低減し、歩行者が気持ちよく回遊できる空間とするため、3階以上の壁面を道路境界から2 m以上後退してください。
		2. 周辺と比べて大規模な外壁は、圧迫感の低減のため、デザインの工夫によって壁面を分節化する。 3. 歩行者目線のまちなみの調和を図るため、3階以上の建物では、低層階と高層階のデザインを区切る。 ○建物のデザインを分節することにより、歩行者目線からの圧迫感が低減されます。また、デザインが小さく区切られることで、町家の地割と調和したヒューマンスケールで親しみやすい通りの景観が形成されます。 ○高さ3階以上を目安に垂直方向のデザインを分節してください。また、水平方向は5間（9 m）程度の地割を考慮した分節化に配慮してください。※戸建住宅は対象外 ○通りのまちなみ形成の視点から、水平方向の意匠デザインが強調される分節化を検討してください。  低層階と高層階の色を変えて、デザインを分節化した事例
		4. 外壁の他、建具、開口部、バルコニーなどの外壁を構成する部分について、格子等の意匠デザインとするなど、歴史景観との調和に配慮する。 ○外壁や建具、開口部などのデザインについて、町家などの日本の伝統的な意匠デザインとの調和に配慮することで、歴史景観と調和したまちなみが形成されます。 ○格子の設置、外壁の一部に木材を使用、木製（木調）の引き戸、漆喰壁、調和した色彩デザインなど、建物の状況に応じて取り組んでください。

対象		行為の制限	解説・イメージ
建築物	壁面		 バルコニーを水平ルーバーや木質の手すりで修景した事例 ■推奨する取り組み ・通りに面する低層部の外壁の過半について、板張り、格子、漆喰壁など伝統的な外壁意匠としてください。
	屋外階段	1. 主要な通りに直接面する建築物の屋外階段は通りから可能な限り離れた目立たない配置とするか、歴史景観に配慮した修景を行う。	○通り沿いの目立つ場所に屋外階段が設置されると、無機質で雑多な印象のまちなみとなります。 ○屋外階段を敷地境界から離して設置する、屋外階段が外壁と一体的に見えるデザインとする、格子など歴史景観に配慮した修景とするなど、屋外階段が景観と調和する工夫をしてください。  屋外階段を格子状ルーバーで修景した事例
	高さ	1. 宮崎宮境内から可能な限り目視できないような高さの建物とする。 2. 境内から宮崎宮楼門、本殿に向けての眺望は、地域に根付いた伝統的な風景となっていることから、特に配慮する。	○宮崎宮の周辺の建物高さが抑えられることで、境内からの景観が保全されます。 ○建物を建てる際は、景観の保全に配慮し、可能な範囲で、境内から見えないように配慮することが望まれます。一方で、参道からの軸線上にある建物は、重要な景観を形成していることから、特に配慮が必要です。 ○境内に視点場を設定し、視点場からの建物の見え方について確認してください。

対象	行為の制限	解説・イメージ
建築物	高さ	 伝統的な風景となっている境内から楼門、本殿に向けての眺望
	色彩	1. 外壁の色は彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩を基調とし、白・灰・黒・茶系統など歴史景観や自然素材等と調和したものとする。 2. 基調色以外も彩度の低いものを基本とし、高彩度色を使用する場合は、広い面積を避けたアクセントカラーとして使用する。 3. 高層部は低層部と比較して明度が高い色彩を基本とする。 ○建物に木、漆喰、日本瓦、土壁等の自然素材が有する落ち着いた色彩を使用することで、歴史景観と調和した統一感のあるまちなみが形成されます。 ○バルコニー、設備配管、雨樋、建具など沿道からの景観を構成する付帯部分について、外壁色と同等又は調和した色彩を使用してください。 ○宮崎宮との位置関係を考慮して、宮崎宮の自然環境や歴史景観と調和する茶系統、灰色系統等の低彩度色、空に馴染みやすい高明度色、光沢を抑えた素材の質感など、状況に応じた色彩の配慮を検討してください。  落ち着いた色彩とした戸建住宅・共同住宅の事例
	外壁の材料	1. 外壁には木材、石などの自然素材または歴史景観と調和した光沢を抑えた質感の材料を用いる。 ○建物の材料、素材に自然素材または類似・調和したものを使用すると、歴史景観の風格が高まります。 ■推奨する取り組み ・より歴史景観の風格あるまちなみ形成を目指す場合は、外壁や付帯部分に瓦や木材、石材などの伝統的な素材または自然素材を使用してください。

対象	行為の制限	解説・イメージ
建築物	形態・意匠	1. 建築物や工作物等の意匠は、歴史景観との調和に配慮した落ち着いたデザインとする。 ○歩いて楽しい回遊性のあるまちなみを目指しており、個性豊かな建物デザインを制限するものではありません。地区全体が歴史景観と調和し、一体感が感じられる心地よい雰囲気となるよう、落ち着いた品性のある意匠デザインに配慮してください。 ■推奨する取り組み ・現在も店舗や施設が多く立地する本通り沿いでは、店舗やサービス施設など賑わいを演出する用途とし、通りに対して開放的なデザインとしてください。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 駐輪場、バイク置場は土地利用に応じた適切な台数を確保するとともに、道路から直接見えにくいよう設置位置や目隠し等に配慮する。 ○自転車やバイクが通りから見えると、まちなみが雑多な印象となります。駐輪場やバイク置場を直接見えにくい位置に設置するか、格子や塀、生垣などによる目隠しを設置してください。  自転車が通りから見えにくいよう目隠しを設置した事例 ■推奨する取り組み ・駐輪場やバイク置場の目隠しを設置する場合は、格子、生垣、板塀、土塀などの歴史景観と調和した伝統的な設置方法としてください。
	ゴミ置場	1. ゴミ置場はその内部が道路から見えないような構造とし、歴史景観と調和した色彩やデザインに配慮する。 ○ゴミ置場の内部が通りから見えると、まちなみが雑多な印象となるため、内部が通りから見えないように視線を遮る構造とし、格子や緑化等により、歴史景観との調和に配慮してください。 ○周辺交通の安全性・見通しに配慮しながら、建築物と同様の考え方にに基づき、歴史景観と調和した色彩やデザインとしてください。 ○また、日常利用による景観の悪化を予防するため、十分な広さを確保するとともに、動物が侵入できない構造としてください。

対象	行為の制限	解説・イメージ
付 属 施 設	ゴミ置場	 歴史景観と調和し内部が見えない構造としたゴミ置場の事例
	設備機器	1. 空調の室外機、高架水槽・受水槽等は道路から直接見えにくいよう設置位置や目隠し等に配慮する。 ○無機質で雑多な印象のまちなみとならないよう、室外機等の設備機器が通りから見えない工夫が求められます。 ○室外機等の設備機器を直接見えにくい場所に設置するほか、特に主要な道路、主要な生活道路から目視できる位置にある場合は、格子や塀、生垣など歴史景観の調和に配慮した目隠しを設置してください。  空調室外機を修景した事例と修景していない事例
	太陽光パネル	1. 太陽光パネルを設置する場合、勾配屋根では屋根面に密着させる、陸屋根では架台が道路から直接見えないような目隠しをするなど設置方法に配慮する。 2. 太陽光パネルの色は、黒系、灰色系、茶系、濃紺系の目立たない色とする。 ○太陽光パネルの架台は、まちなみに無機質で雑多な印象を与えるため、配慮した設置方法が求められます。 ○太陽光パネルの架台が通りから目立つ場合は、目隠しを設置する等の目立たない工夫をしてください。

対象		行為の制限	解説・イメージ
付属設備	アンテナ	1. アンテナの色は、外壁や屋根など設置する箇所の色彩と同等または調和した目立たない色彩とする。	○アンテナは、周辺の建物状況により設置場所が異なります。設置する外壁や屋根の色と同等または調和した色彩とし、可能な限り、目立ちにくい場所に設置してください。
	屋外照明	1. 安全性と景観向上のため道路側への照明灯設置に努める。	○道路沿いの照明灯は、周辺の安全性や防犯性を高めるとともに、温かみのある暖色系の照明色とすることで夜間景観を演出することができます。 ○玄関灯や門灯、玄関前アプローチに設置される照明灯など、敷地内を照らすとともに、前面道路の安全性にも寄与するように配置を工夫してください。  沿道の安全性の向上に寄与する照明灯の事例 ■推奨する取り組み ・より歴史景観の風格あるまちなみ形成を目指すため、上記のとおり暖色系の照明色とする、間接照明など光源の露出を控える、灯籠などの伝統的な照明方法とするなど、歴史景観を演出する照明計画としてください。

②屋外空間

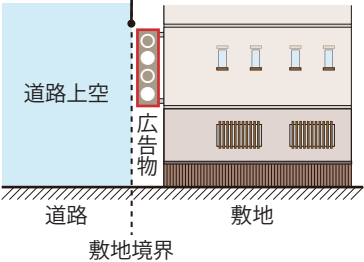
対象	行為の制限	解説・イメージ
外構舗装	1. 主要な通り、主要な生活道路に直接面する敷地において、通りに接する外構の仕上げは、石畳など美観に配慮した仕上げとする。	○通りの景観の連続性の確保のため、敷地内の道路に接する外構を修景してください。石畳等の歴史景観と調和した外構仕上げに配慮してください。 ○美観に配慮した外構仕上げは、エントランスまでのアプローチなど、沿道から目立つ場所において、優先的に配慮してください。  アプローチを石畳風舗装とした事例 ■推奨する取り組み ・主要な通り、主要な生活道路に直接面する敷地において、道路に接する全ての外構仕上げを石畳など美観に配慮した仕上げとしてください。
門、塀、垣、柵	1. 主要な通りに直接面する敷地において、通りに面した門、塀、フェンスを設置する場合は、歴史景観と調和するよう、色やデザインに配慮する。	○通りに面した門、塀、柵はまちなみへの影響が大きいことから、落ち着いた色彩とする、格子など歴史景観と調和したデザインや素材を使用するなど、設置方法に配慮してください。 ○門、塀、柵は防犯に配慮して、歩道から容易に隠れられるような構造とならないよう配慮してください。  歴史景観と調和した伝統的な意匠デザインにより修景した事例 ■推奨する取り組み ・通りに面した門、塀、垣、柵を設置する場合は、格子、生垣、板塀、土塀などの歴史景観と調和した伝統的な設置方法としてください。

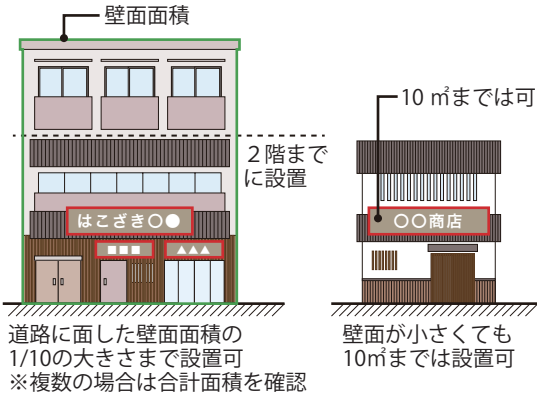
対象	行為の制限	解説・イメージ
緑化	- 敷地の道路に面する部分の緑化に努める。 - 樹種は在来種を中心とし、宮崎宮や参道の自然環境と調和したものとする。	○宮崎宮及び参道は豊かな自然環境が充実しており、周辺においても、自然環境と調和したまちなみ形成が求められます。 ○生垣や中高木などまとまった大きさの緑化が難しい場合は、エントランスアプローチの足元などの景観形成に効果的な緑化とする、省スペースなプランターとするなど、可能な範囲で緑化に配慮してください。  沿道を緑化した事例 ■推奨する取り組み 豊かな自然環境と調和した景観形成のため、沿道部分を緑視面積が大きい生垣や中高木により緑化してください。
駐車場	複数台の駐車場は、可能な限り車両出入口を一か所に集約し、道路から車が見えにくいよう、配置や目隠し等を工夫する。	○駐車場は、歩行者の安全性に配慮して、可能な限り車両出入口を一か所に集約してください。 ○また、通りから自動車が見えると、まちなみが無機質で雑多な印象となります。できる限り道路から離れた場所に駐車スペースを確保するほか、道路沿いに駐車スペースを設ける場合は、門、塀、垣、柵などによる目隠し・修景に配慮してください。また、門、塀、垣、柵などを設置する場合は、歩行者の安全性に配慮して、出入口付近の見通しを確保してください。 ○土地利用上やむを得ない場合はこの限りではありません。  駐車場の目隠しの事例

対象	行為の制限	解説・イメージ
駐車場	2. 機械式駐車場を設置する場合は、地下埋め込み式とする、機器の目隠し・修景を行うなど、道路からの景観に配慮する。	○機械式駐車場は無機質な印象が強く、歴史景観と調和したまちなみの統一感に大きな影響があるため、できる限り隠すような配慮が求められます。  機械式駐車場を目隠した事例
その他	1. 自動販売機、駐車場精算機、その他工作物は歴史的景観やまちなみと調和した色彩とする。	○自動販売機や駐車場の精算機等の工作物が、歴史景観と調和するよう、建築物の外壁と同様に、白・灰・黒・茶系統を基本とした落ち着いた色彩としてください。  駐車場の精算機等を落ち着いた色彩とした事例

③屋外広告物

対象	行為の制限	解説・イメージ
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 掲出は、必要最小限とする。	○広告物が無秩序に増えることがないよう、敷地内の土地・建物の利用に関連のない広告物は設置しないようにしてください。観光案内や宮崎宮関連の祭事など、地域の賑わい形成などに必要な広告物の場合はこの限りではありません。  壁面に自家用広告物のみ設置した事例
	3. 2階以下に集約して設置する。	○広告物が一定の範囲内に設置されることで、統一感のあるまちなみが形成されるため、低層部に集約して設置するよう配慮してください。  広告物を1階に集約した事例 地上設置の広告物は壁面後退した敷地内に設置
	4. 歴史景観と調和する色彩・材料を用い、品格のあるデザインとする。 5. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避ける。 6. ネオン管等の露出する広告物及び発光可変表示式広告物は、原則として設置してはならない。	○広告物は、地色を壁面と同系色または調和した色彩としたり、高彩度色や蛍光色を広範囲で使用しないよう配慮してください。 ○また、木材や木調の材料を使用するなど、歴史景観と調和した材料を用いることも効果的です。 ○落ち着いた雰囲気のマちなみとするため、過度に目立つような点滅する広告物やネオン管が露出する広告物は設置しないでください。

対象	行為の制限	解説・イメージ
共通事項		 歴史景観の風格を高める広告物の事例 ■推奨する取り組み ・より歴史景観の風格あるまちなみ形成を目指す場合は、のれんや木製看板、立体切り文字など通りの景観の演出や調和に配慮した広告の掲出方法としてください。
	7. 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。	敷地境界を超えて、道路上空には設置しない  道路上空 敷地境界 敷地 道路 広告物
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。	○統一感のあるまちなみ形成を目的として広告物を低層部に集約するため、屋上設置広告物を設置しないよう定めています。
壁面利用広告物	1. 1 敷地当たりの表示面積は、原則として総量10平方メートル以内又は道路に面した壁面面積の10分の1以下とする。	○広告物が過度に目立たないようにすることで、統一感のあるまちなみが形成されることから、広告物の大きさに配慮が求められます。 ○観光案内や筥崎宮関連の祭事など、地域の賑わい形成などに必要な広告物の場合はこの限りではありません。

対象	行為の制限	解説・イメージ
壁面利用広告物		 道路に面した壁面面積の1/10の大きさまで設置可 ※複数の場合は合計面積を確認 壁面が小さくても10㎡までは設置可 基準を満たす広告物の事例
地上設置広告物	1. 1敷地当たりの表示面積の総量は、原則として10平方メートル以内とする。	○建築物から独立した工作物による広告を設置する場合も、周辺建物の2階以下の高さまでで設置するよう配慮してください。

6 筥崎宮地区の将来像



筥崎宮地区で土地・建物所有者等により設立された「筥崎宮地区歴史景観づくり検討会」では、景観形成の取り組みとともに、地域の魅力や価値の向上により、地域への愛着と誇りが育まれ、地域の将来を担う人が育つという好循環により、歴史・伝統を中心にした多世代共生が実現することを期待しています。

「筥崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみづくり」と定めた景観形成方針をふまえ、景観形成方針の具体的なイメージ（3ページ参照）に配慮したまちなみ形成を推進します。

■筥崎宮地区の将来イメージ



■景観形成方針の具体的なイメージ

歴史と伝統の風格	・ 筥崎宮を中心とした歴史と伝統の風格が感じられるまちなみ
歩いて楽しい	・ 地域住民、訪れた人の誰もが門前町の歴史を実感できる、歩いて楽しいまちなみ
緑豊か	・ 筥崎宮や参道の木々と調和した緑豊かなまちなみ
落ち着いたまちなみ	・ 周辺の景観や住環境と調和した、心地よく、落ち着いたまちなみ
安全・安心に回遊	・ ゆとりがあり安全・安心に回遊できる、歴史資源を活かした歩行者ネットワークの形成

景観を維持するための取り組みについて

- ・地域の景観は、建物等の計画・設計時の配慮だけでなく、日常的な土地・建物の維持管理や利用する際のマナーによって、適切に維持することができます。歴史・伝統と調和した景観が適切に維持されるよう、建物・テナント・植栽・自動販売機など、それぞれの管理者により計画的に維持管理を行ってください。
- ・また、景観を将来に継承していくためには、土地・建物の所有者が代わっても、景観への配慮に関する取り組みが継承されることが重要です。土地・建物の売買や相続等により所有者や管理者の変更が行われる場合には、景観形成基準への配慮事項、管理計画が適切に引き継がれるよう、配慮してください。

(宮崎宮地区歴史景観づくり検討会)

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL:092-711-4589 FAX:092-733-5590

E-mail:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp